

日本ファンドレイジング協会

チャプター5 か条

2014年12月1日制定

2022年 4月1日改訂

第1条 チャプターの存在目的

日本ファンドレイジング協会のチャプターは、認定・准認定ファンドレイザー・協会会員が中心になり、地域またはテーマ毎で集い、一人一人が人生の中で実現したいという想い「物語」を共有し、それをチャプターのみんなの「私たちの物語」として実現に向けて応援し合う場です。協会は、そうした「チャプターの物語」をつむぎ、全国規模のイノベーションを生み出していきます。地域やテーマ毎に知識や経験を共有することに加えて、枠組みを超えた人とのつながりを生み、新しい資金循環のイノベーションを生み出す発想や仕掛けのインキュベーターとして、時代を転換させるきっかけを生み出す場です。チャプターを通じて、日本の新しい時代を創るチャレンジです。

第2条 チャプターの設立要件

チャプターは、地域・テーマ毎に10名以上の会員(最低1名の認定講師または認定ファンドレイザーの参加)によって構成され、当協会の理事会の承認を経て設置されます。

第3条 チャプターの役割

チャプターは、ファンドレイジングに関する研修やイベント、交流会などの集いを地域・テーマ毎に開催します。その他、チャプターのみんながやりたい！と思うことをやります。

第4条 チャプターの活動費

チャプターは、年間150,000円を上限に、各地域やテーマの発展やチャプターの活性化に資する活動にかかる費用を日本ファンドレイジング協会に申請できます。

- 1 申請の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の活動とします。
- 2 チャプターの代表者は、所定の申請書を、日本ファンドレイジング協会事務局に提出するものとします。
- 3 申請書の提出後、日本ファンドレイジング協会事務局は、登録されているチャプター名義の銀行口座への振り込み、ないし、直接、支払対象者へ振り込むものとします。

第5条 チャプター制度

日本ファンドレイジング協会とチャプターは、寄付・社会的投資が進む社会の実現に向けて、ともに連携するパートナーとして、社会の変化やニーズにあわせて柔軟性を持ち活動を推進していきます。